

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

新		旧		備考
<p>第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>町及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。</p>		<p>第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>町及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。</p>		
指定 地方 行政 機 関	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
		(略)		
	東京管区気象台 (長野地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 気象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること 地震情報、<u>南海トラフ地震臨時情報等</u>の通報に関すること 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 災害防止のための統計調査に関すること 		
		(略)		
	<u>中部地方環境事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> <u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</u> 		
指 定 公 共 機 関	<u>関東地方測量部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> <u>復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u> 		
		(略)		
	東日本電信電話(株) <u>(株)NTTドコモ(長野支店)</u> KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象情報に関すること 		
		(略)		
	<u>中部電力パワーグリッド(株)</u> <u>飯田営業所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設の保全、保安に関すること 電力の供給に関すること 		
指 定 地 方 行 政 機 関	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
		(略)		
	東京管区気象台 (長野地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 気象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること 地震情報、<u>東海地震に関連する情報等</u>の通報に関すること 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 災害防止のための統計調査に関すること 		
		(略)		
		<u>(新設)</u>		
指 定 公 共 機 関		(略)		
	東日本電信電話(株) <u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(長野支店)</u> KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象情報に関すること 		
		(略)		
	<u>中部電力(株)</u> <u>飯田営業所</u>	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設の保全、保安に関すること 電力の供給に関すること 		

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

新			旧			備考
(略)			(略)			
公共 的団 体及 び防 災上 重要 な施 設の 管理 者	南信州まつかわ観光まち づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施に関する事 ・災害時における宿泊者の救護に関する事 ・災害時における避難者の救護応援協力に関する事 	公共 的団 体及 び防 災上 重要 な施 設の 管理 者	信州まつかわ観光局(仮 称)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施に関する事 ・災害時における宿泊者の救護に関する事 ・災害時における避難者の救護応援協力に関する事 	
	(略)			(略)		